

# 神奈川県立博物館研究報告

## －人文科学－

### 第30号

## 【論文】

相模國分寺の研究（上） ..... 國平 健三（1）

山北町指定重要文化財「箱根權現縁起繪巻」について … 古川 元也（19）

## 【資料紹介】

ベリー来航繪巻について（一） ..... 鳴村 元宏（53）

## 【目録】

「神奈川県立博物館研究報告 人文科学－」総目録

（第一号～第三〇号） ..... (81)

「神奈川県立博物館研究報告 人文科学－」執筆者名索引 ..... (87)

2004

神奈川県立歴史博物館

# 相模国分寺の研究(上)

はじめに

國平健三

天平十三(七四一)年二月十四日、聖武天皇の発願で国分寺建立の詔が發せられ、諸国に国分僧寺と尼寺が建てられていくことになる。

【キーワード】奈良時代 聖武天皇 古代寺院 国分寺 相模国

## 【論文要旨】

聖武天皇の国分寺建立の詔で建てられたのが海老名市に所在する僧寺と尼寺であり、その創建期を八世紀第三四半期前半の七五〇~六〇年代とみる。国分僧寺と尼寺跡から出土する土器類の年代、軒丸・軒平瓦の瓦当文様成と変遷を分析してその源流を探り、僧寺の軒丸瓦が横須賀市宗元寺、尼寺の軒丸瓦が小田原市千代磨寺にあつたとする。

国分寺創建にあたって、地方の古代寺院と僧尼寺の瓦当文間に連性が認められる要因に、当時の国衙や郡家が密接に係わっていしたことを見いだし、「續日本紀」の史料とも比較して天平十三年から二〇年間ほどの期間は、発掘調査の成果とも併せて考へると、国分寺が完成するまで僧寺の代わりに機能していたのが千代磨寺、尼寺が宗元寺であつたとみる。国分寺が完成するまでの期間は、この二寺を中心にして造仏や經典の安置、読誦がなされていたとする。

ある僧寺が東大寺式の伽藍配置をとらずにそれよりも以前の法隆寺式伽藍であることや、「類聚古史」弘仁十(八一九年)二月十九日条にみる「十年二月丁卯、相模國金光明寺災」、および同年の八月二十九日条の「八年甲戌、遠江、相模、飛驒三国々分寺災」の史料を引いて、最初の国分寺を国府とも関連づけて足下郡の小田原市に在る千代磨寺に求め、弘仁十年の火災がもとで足下郡から高座(倉)郡の海老名市へ移転したとする二説を唱えるのと、当初から高座郡の海老名の地に建てられたとする説とに別れて論じられてきた。すなわち、諸国に国分僧寺は多くが東大寺式伽藍配置をとるのに対して、相模国は法隆寺式伽藍の特異な存在をどのように理解するのかという、国分寺創建期以前からの豪族の氏(私)寺を転用しての展開であったとする解釈もなされてきた。

これまでの先学の研究を踏まえて、ここでは相模国分寺の創建が氏寺を代用しての展開であったのか、それとも詔に沿って創建された寺院なのか、その創建期はいつなのか、文献にみる造寺・造仏・写經らの諸作業とも併せながら相模国の実態を検討してみる。

## 一、史料にみる国分寺建立への動き

文献史料から窺える國分寺建立に向けての契機をなしたとされる記録が『經日本紀』天平九七三七年三月三日条の「毎國令造<sup>テ</sup>釋迦佛像一軀。挨侍菩薩二軀。」兼写<sup>テ</sup>大般若經一部<sup>テ</sup>である。註一

国ごとに安置される駿達三尊像の造仏、大般若經一部(六百卷)の写經を命じた聖武天皇の意図に、井上薰氏は統紀での前後する記載内容を検討して、当時進行中であった蝦夷討征、飢饉や蔓延する疫病への肌疾対策だけに止まらず、緊迫していた対新羅政策が重要な建謹となつており、仏教の加護を得てこれらの不安を払拭するための政策を講じる必要に迫られていたこと、律師道慈からの鎮國と聖朝平安を祈る国分寺建立の建議が進言されていたことも作用したとみる(井上一九六六)。

そして、三年後の「続日本紀」天平十二(七四〇)年六月十九日条は、「令天下諸国毎国写法華經十部。并建七重塔焉」と記す。諸国に発布された国分寺建立の前触れともとれるもので、寺院のシンボルと言える塔の建造を第一義的にしているのが注目される。また同年九月十五日条には「勅四畿内七道諸國曰。比米縁筑紫境有不軌之臣。命軍討伐願依聖祐欲安百姓。故今国別造觀世音菩薩像毫塗高七尺。并写觀世音經十卷」とある。筑紫での謀反と討伐にも仏教の加護を求め、民衆を感化させようとする姿勢が窺える。ところで、造られた高さ七尺の觀世音菩薩像一軀と六月十九日条の法華經十部を加えての觀音經十巻は諸国のことごとに安置されて説誦されたのであろうか。

さらに明確なかたちで国分寺建立の詔が発布される一ヶ月前の(統暦天平十三年(七四一)年一月十五日)の条は、「故太政大臣藤原朝臣家返上食封五千戸」、「一千戸依旧返<sup>スル</sup>賜<sup>スル</sup>其家。三千戸施入<sup>スル</sup>諸国々分寺。」以充造丈六仏像之料。」とする。かつて藤原不比等が領した五千戸のうちの三千戸の食封が諸国の国分寺に置く丈六の积迦仏像を造る費用に充てるために施入されたことがわかる。こうした中央の記録は、天平九年から十三年にかけて造仏や写經が盛んになされて都から諸国に送られたか、それとも諸国の国衙(府)が対応したかを示唆している。では国分寺が完成、あるいは読経が可能となるまでの期間は、これらの仏像や經典類はどこに安置されていたのであるうか。

この問題について、角田文衛氏は国府に付属した国府寺が存在したとする（角田一九九六）。国術施設に読経できる簡易な建物が存在したとしても不自然ではないが、僧尼寺が完成するまでの期間、僧尼の貝教と読誦の回数、あるいは薩摩・但馬・和泉・淡路・駿河・伊豆・越前国の天平年間に行われた国術賛会に関する正税帳や郡帳にみる「式寺」の記載を考えると、国術賛会も含めた多くの場合は国府寺以外のところにある二ヵ所の伽藍をもつ寺でなされる場合のはうが多かったのではなかろうか。この二寺が示唆している状況は、相模国の国分寺創建を考えるうえでも非常に重要な意味をもっている。

国分寺建立の詔は、『続日本紀』の天平十三(七四二)年三月二十四日条に載せるが、「類聚三代格」天平十三年二月十四日条、『続日本紀』天平十九(七四七)年十一月七日の条文からみても、「二月十四日」とするのが正しい。

い。詔の内容は長文になるが、そのまま引用してみる。

詔曰。朕以薄德忝承重任。未弘政化。痛寐多慚。古之明主皆能先業。因秦人業。災除福至。修何政化。能致此道。頃者年穀不豐。疫癘頻至。斬權交集。唯勞罪已。是以廣為蒼生。遍求景福。故前年馳驛增築天下神宮。去歲普令天下造祝迦牟尼佛尊像高一丈六尺者各一鋪。并寫大般若經各一部。自今春已來。至于秋稼。風雨順序。五穀豐穰。(中略)宜令天下諸國。各敬造七重塔一区。并寫金光明最勝王經。妙法蓮華經各一部。朕又別撰寫金字金光明最勝王經。妙法蓮華經各一部。每國僧寺施封五十戸。水田十町。尼寺水田十町。僧寺必令有廿僧。其寺名為金光明四天王護國之寺。尼寺二十尼。其院名為法華滅罪之寺。兩寺相共宜受教戒。若有禪者。即湊補滿其僧尼。每月八日必應轉讀最勝王經。每至月半。誦成焉。每月六齋日。公私不得漁獵殺生。國司等宜恒加檢校。飢疫の苦しみをみた天皇は、全國の神社を修造させて高さ一丈六尺の釈迦牟尼仏像一軀を作らせ、大般若經一編を写経させたことで五穀豊饒がかなつて驚き恐れ、仏教の功德を解く。そして謹んで諸国に七重塔一基を建造させ、併せて金光明最勝王經と妙法蓮華經の一編を写経するように命じた。さらに天皇自らも金泥文字の金光明最勝王經を写経して、國との七重塔に一部を置こうと述べられた。その國分僧寺の名を「光明四天王護國之寺」として僧二十人をおき、封戸五十戸と水田十町を施入させ、尼寺は「法華滅罪之寺」と名づけて十人の尼をおき、水田

十町を施入させた。兩寺の僧尼は教戒を受けさせて、欠員がでれば補充させ、毎月八日に必ず金光明最勝王經を転読させて月半には戒羯磨を誦させ、毎月の六齋日は公私とも漁獵や殺生を禁じた。國司らは守られているかを常に検査するようとに、國分寺建立の詔が公布された。

そして、三年後の「統日本紀」(天平十六(744)年七月二十三日条)「四畿内七道諸國々別割取正稅四萬束。以入僧尼兩寺各二萬束。每年出舉。以其息利永支。造寺用」となる。この記録からは諸國の國分寺造営が順調に進んでいるようにみえる。しかし、三年後の「統日本紀」は次ぎのような内容となる。

#### 統日本紀(天平十九(747)年十一月七日条)

朕以去天平十三年二月十四日。至心發願。欲使國家永固。聖法恒修。遍詔天下諸國々別令造金光明寺法華寺。其光明寺各造七重塔一区。并寫金字金光明經一部。安置塔裏。而諸國寺等怠緩不行。或處寺不便。或猶未開基。以為天地災異二端。來蓋由茲乎。朕之殷懃。舍如。是以差從五位下石川朝臣年足。從五位下阿倍朝臣小鳴。布勢朝臣宅主等。分道發遣。檢定寺地。并察作狀。國司宜与使及國師。商定勝地。勤加營繕。又任郡司勇幹堪。濟諸事。專令主當。限來三年以前。造塔金堂僧坊。悉皆令了。若能契効。如理修造之。子孫無絕。任郡領司。其僧寺尼寺。水田者除前入數。已外。更加田地。僧寺九町。尼寺四十町。使仰所司。整闢應施。普告國郡知。朕意焉。天平十三年二月十四日の勅命は怠慢で言い訳だけの國司のために造寺

事業が進んでいないことを嘆き、從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅王らを各道に分けて派遣させ、各國の国司と國師を立ち会わせて土地選定や事業の進捗状況を検分させていた。七重塔・金堂・僧坊をまず三年以内に建て終えることが絶対の命令で、郡司のかに遂行能力者がいれば専任させてでも完成させ、遂行できた郡司には子孫末代まで郡領司の職を保証するというのである。ここで注意すべきことは、僧尼を監督する職務の国師もすでに着任していたことを示しており、各國の寺院で説教する僧尼も集められていたとみてとれる。遣寺の進捗状況がどの程度のものであれ、僧尼の確保もすでになされていて、いずれかの寺で説教されていたとみるべきであろう。

条文は国司の責任を問うものになつていて、建立の詔が発布された六年後においても造寺事業に着手していない國もあつたことを物語つてゐる。しかし、好適の寺地を選定をして、僧寺と尼寺を建てる広大な土地の整地作業、さらには堂宇の基壇を築く掘込み地業や版築の土木工事、礎石や玉石らの運搬、屋瓦や木材の確保、漆工や繪師らそれぞの技術をもつ工人の獲得などは各郡の郡司を動員しても大変な事業であり、短期のうちに完成し終える性質のものはなかつた。

これより九年後の『続日本紀』天平勝宝八(七五六)年六月三日の条文は「勅造<sup>テクサツ</sup>使於七道諸國<sup>セブンドウシロクノク</sup>。催<sup>テク</sup>候<sup>スル</sup>所<sup>シ</sup>造<sup>スル</sup>國分<sup>クボク</sup>六丈<sup>ロクジ</sup>仏像<sup>ブツジヤウ</sup>。」と記し、諸国で造仏がなされたことを裏づけている。また一年後の『続日本紀』天平宝字二(七五八)年七月二十八日条は「為<sup>メ</sup>令<sup>リ</sup>朝廷安寧天下太平<sup>コウイントウアーニンタヘイペイ</sup>。國別奉<sup>タケル</sup>写<sup>スル</sup>金剛般若經卅卷<sup>キンゴウバンナツキヨウサンゼン</sup>。安置<sup>シテ</sup>國分<sup>クボク</sup>僧寺<sup>ソウジ</sup>廿卷<sup>ニトツゼン</sup>。尼寺<sup>ニシ</sup>十卷<sup>ジトツゼン</sup>。恒<sup>ハラハラ</sup>嗣<sup>スル</sup>。

金光明最勝王經<sup>キンモウミョウセイウ</sup>並<sup>ハ</sup>転<sup>スル</sup>輪<sup>スル</sup>般若經<sup>ハルマカジヤウ</sup>。」とする。僧寺と尼寺に置く金剛般若經の巻数も決められて両寺の機能分担が明確になつてゐることは、各國の月九日条が「領下<sup>リ</sup>國分<sup>クボク</sup>二寺<sup>ニ寺</sup>圖<sup>ト</sup>於天下<sup>ヲ</sup>諸國<sup>シテ</sup>。」と記すように、どのよくな伽藍絵図であったかは明らかでないにしても、國分寺を建立する絵図を必要とする國もまだあつたのである。

『続日本紀』天平宝字五(七六一)年六月七日条は「設<sup>スル</sup>皇太后周忌<sup>シカ</sup>、斎<sup>スル</sup>於阿弥陀<sup>アミタ</sup>淨土院<sup>セイドウイエン</sup>。其院<sup>院</sup>者<sup>シテ</sup>在<sup>ス</sup>法華寺内西南隅<sup>ノ</sup>。為<sup>メ</sup>設<sup>スル</sup>忌<sup>シカ</sup>所<sup>シ</sup>造<sup>スル</sup>也。」と記すように、どのよくな伽藍絵図であったかは明らかでないにしても、國分寺を建立する絵図を必要とする國もまだあつたのである。

其天下<sup>ヲ</sup>諸國<sup>シテ</sup>各<sup>々</sup>國分尼寺<sup>クボクニシ</sup>奉<sup>スル</sup>。造<sup>スル</sup>阿弥陀丈六<sup>アミタシク</sup>像<sup>ジヤウ</sup>一<sup>チ</sup>。脇侍菩薩<sup>ハツシテボダ</sup>像<sup>ジヤウ</sup>一<sup>チ</sup>。」と記す。光明皇太后一周忌の斎会が法華寺内の西南隅に設けられた阿弥陀淨土院で営まれると併せて、諸國の國分尼寺にも丈六の阿弥陀仏像一軸と脇侍菩薩像二軸の造仏が命じられた。皇太后的斎会といふこともあろうが、尼寺を指定しての供養<sup>コウヤウ</sup>といふことであれば、それなりの寺が諸國になければ國司の立場は非常に危ういものにならう。

因みに、相模國における天平期から天平宝字五年にかけての國司の勤向をみると、天平七(七三五年十一月十日付)の「相模國封戸租交易帳」には從五位上で守の田口朝臣(次名)、正六位上で介の栗田朝臣堅石、正六位上で掾の酒波人麿、正七位下で大目の田辺史廣山、正八位下で少目の秦伊吉<sup>シタキ</sup>三田次が署名している。日本文德天皇実錄では、天平五年から十年(七三三~三八)にかけて正五位上で介の吉田連宣もいたことがわかる。『続日本紀』天平十五(七四三年六月三十日条では秦井手乙麻呂が外

従五位下で守に任命されており、秦井手乙麻呂が四年間の任期を終えたあとに「続日本紀」天平十九(七四七)年四月二十二日条は葛井連諸会を外従五位下で相模守に任じたことを伝えている。ところが葛井連諸会は一年のみの任期であり、「中臣氏系図」によると天平二十年にその後任として従五位下の中臣益人が任命されている。中臣益人は四年間の任期を終えて、「続日本紀」天平勝宝四(七五二)年十一月三日の条で、従五位下の藤原朝臣宿奈麻呂と交替している。ところが藤原宿奈麻呂はその後も維持して国司を勤めており、「相模國司牒」は天平勝宝七(七五五)年五月七日に従五位下のまま相模守に任命されたとする。

このように天平七年から天平十八年まではほぼ四年間の任期で国司が交替しているが、天平十九年に任命された葛井諸会だけは一年で中臣益人と交替になる。天平十九年の交替は聖武天皇が国分寺建立の遅れを国司の怠慢として叱責した詔と一致する。おそらく相模國の場合もまだ造成工事段階にあって、その引責がもとで中臣益人と交替させられたのではないかと推考したい。中臣益人と藤原宿奈麻呂は四年間の任期を全うし、さらに藤原宿奈麻呂だけは任期が継続である。こうした国司の動向は、国分寺造営の進捗具合とも密接に係わっていたように思え、藤原宿奈麻呂を継承させた七五〇年代は相模國分寺の造営にとって最も重要な時期にあつていたとみることができるのでなかろうか。

「続日本紀」を中心にして、中央の記録に残された国分寺建立に関する動向をみてきたが、相模國分寺のことが直接記されたものになると、平安時代の弘仁十年までまたねばならない。

「類聚国史」の「災異部・七火」の事項にある弘仁十(八一九)年二月十九日条の「相模國金光明寺災」、同年八月二十九日条の「遠江・相模・飛騨三国々分寺災」がある。相模國分僧寺の火災を伝え、この記録が足上郡からの国分寺移転の根拠とされるものである。遠江・相模・飛騨三国での国分寺火災は、地震によって起きた火災とみられている。

「日本三代実録」元慶五(八八一)年十月三日条は具体的な記載となり、「相模國司・國分寺金色薬師丈六像一軀。挾侍菩薩像二軀。元慶三年九月廿九日遣地震皆悉摧破。其後失火焼損。望請改造。以修御願。又依太政官去貞觀十五年七月廿八日符。以漢河寺為國分尼寺。而同日地震。堂舍頽壞。請仍旧以本尼寺為國分尼寺。詔並許之。」とある。条文中の「元慶三年九月」は「元慶二年九月」の誤記である。元慶二(八七八)年九月廿九日に起きた地震で国分僧寺に安置されていた金色丈六の薬師像一軀と脇侍菩薩像二軀が悉く壊れ、その後の出火で焼けてしまつたことを報告し、それのかわる造仏の許可を求めていた。また、貞觀十五(八七三)年七月廿八日付の太政官符で許された尼寺代わりの漢(勇)河寺の堂宇も同日の地震で壊れたので元の所へ尼寺を戻したいと、相模國司が許可を願い出て、元慶五年十月三日に許されたことある。

「日本紀略」天慶三(九四〇)年十月二十七日条には「相模國言・八月十日國分寺仏流汗如雨。同廿六日定額寺大仏汗下如流之由」とあり、異常気温のため国分寺と定額寺に安置された仏の流汗を不吉な兆候として国司が報告したものである。ここにいう定額寺と元慶五年の漢(勇)河寺がどこにある寺を指しているのかが問題になつてくる。

## 二、相模國分寺の研究史

最初の相模國分寺を海老名市に所在する廢寺にあてることか、それとも僧寺と尼寺が竣工する前段階までの天平十三年から宝亀年間にかかる七六〇年代に、僧尼寺の代わりをしていた二ヶ所の地方寺院も「國分寺」と呼称するのかによって、研究史に対する視点と表現が違ってくる。

ここでは、あくまでも聖武天皇の詔に因つて建てられた寺院を國分寺とし、僧尼寺竣工以前の國分寺としての機能をはたした地方寺院(氏寺)までもは國分寺と呼ばないことを前提にして述べていくことにする。

研究の初期にあるものとして、明治三十六年に永井健之輔氏が僧寺の礎石を調べて「古蹟」に発表した「相模國分僧寺」があり、塔跡に一三個、金堂跡に一八個の礎石が残ることを確認している(永井一九〇三)。大正四年には海老名尋常小学校の校長で児童の教導に務める傍ら地元に遺存している國分寺跡の研究を進めていた中山每吉氏が、同校の教師石井伴七氏を指導して描かせた横幅一五四センチ、縦幅一三〇センチの「相模國分寺金堂・七重塔之図」が御大典奉祝記念に際して制作され、教授資料にされた。塔と金堂跡の礎石の位置や礎石間の距離を調べあげて建物の復元が試みられ、その考証で塔の心礎は凸納式になつていると記してある(海老名市一九九五)。心礎が確認できない現在において、貴重な記録である。御藍を「所謂飛鳥時代式ト称スルノ古制ナリ」とし、法隆寺式伽藍をとりいれた國分僧寺と見做してのことである。

この見解に対して、沼田頼輔氏が大正七年三月に「相模國分寺考附国

府及駅路考」を「歴史地理」第三卷第三号に発表し、「僧寺が大安寺として建立されたものではなく、天平十三年の國分寺制が布かれる以前から既に建っていた寺院を國分寺制で國分寺に昇格されたもの」とする(沼田一九一八)。このように、大正初年ころからすでに國分僧寺の伽藍は東大寺(大安寺)式であることが基本条件とされており、それより古式の法隆寺式伽藍配置は國分寺制定以前からの氏寺によつたものと見做す見解があつたことに留意しておくべきであろう。

中山氏は國分寺の保存計画事業に向けても精力的な活動を続け、その努力が実つて僧寺が大正十二(一九二二)年三月に本業師寺跡・山寺寺跡・川原寺跡・大官大寺跡らをはじめとして、関東では下野国藥師寺跡と並んで國分寺としては最初の国指定史跡になる。大正十三年にはその保存計画事業の一環でもあつた「相模國分寺志」が矢後駒吉氏と中山の共著で海老名村から出版され、法隆寺式伽藍配置をとる國分僧寺の特異性が注目されるところとなつた(矢後・中山一九二四)。この「相模國分寺志」も大正九年までに刊行されるはずであったが、遅れた理由の一つに八年までは八割方が出来ていた原稿の校閲を沼田頼輔氏に依頼したことにあるとみられる節を、沼田氏が昭和一年に「史跡名勝天然記念物」第一集第五号に発表した「相模國分寺に就いての一考察」から読みとることができる(沼田一九二七)。おそらく、沼田と中山両氏の法隆寺式伽藍をめぐつての解釈に調整がつかなかつたことにあると思われる。

両氏の見解は後の研究に大きな影響を及ぼすことになる。中山氏は

「相模國分寺志」において、僧寺が法隆寺式伽藍配置をとることの理由について、「統日本紀」天平宝字三年十一月九日条の「國分二寺ノ圖ヲ天下ノ諸國ニ領下ス」の条文を引いて、國分二寺の繪圖が全國に頒下された年にはすでに着手されて建造されていたとする。すなわち、僧寺は國分寺建立の詔に基づいて七五九年以前に建造されていたと考えているのである。

## 相模國分寺復原圖 繁茂六画分一

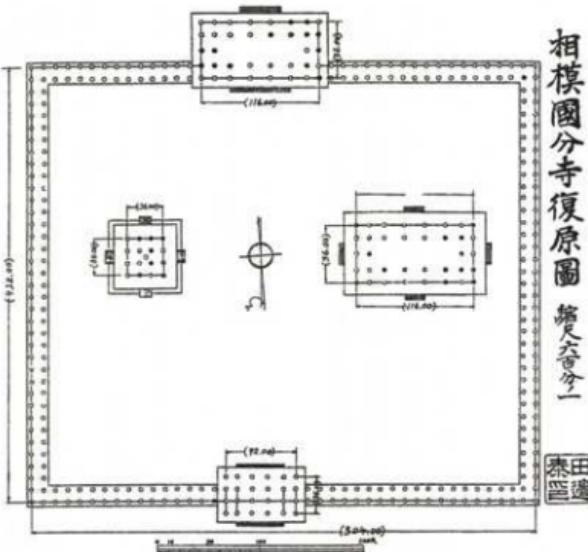


図1 相模國分寺復元圖(文献8より転載)



図2 金堂平面の変化  
(文献9より転載)

これへの反論が沼田氏の昭和二年に発表された上記論文となるが、内容は大正七年の「相模國分寺考附國府及駅路考」とそれ程変わらない。

同じく昭和二五年にかけて、田辺泰氏が塔・金堂・講堂跡に残された礎石間の寸法を測量して伽藍を復元し(図1)、その成果を昭和六年の「建築雑誌」五四七号に「相模國分寺建築論」を発表した(田辺一九三二)。それによると、柱間寸法は唐尺を基準にした設計であること、金堂と講堂が同じプランになっていること、軒丸瓦の文様は天平期以前に遡るものではないことなどを理由にあげて、天平十三年の建立の詔で建った国分寺であると結論づける。また同年に、足立康氏も「史跡名勝天然記念物」第六集第三号に「相模國分寺堂塔建立年代論」を発表し、田辺氏の論考を支持したうえで、塔と金堂の距離が著しく開いていること、塔平面の柱間三間が全く等しい寸法になつてること、金堂と講堂の平面プランは法隆寺・四天王寺・觀世音寺・興福寺・東大寺・唐招提寺の金堂と比較して桁行幅の柱間寸法が伸びたものになつて建造の時期が新しいことをあげ(図2)、その年代は天平期を離りえず、奈良時代後期のうちでも決して早いほうではないとし、その造営が天平初年以後から天平宝字三年以前のうちになされた國分寺であると結論づけ、また國府も國分寺付近にあつたと考えるのが妥当な解釈であろうとする(足立一九三二)。

田辺・足立両氏が建築学の立場から相模國分寺の創建年代を論じたものであるが、相模國分寺研究史のうえで一九三一年の画期的な研究として評価することができよう。

天平宝字三年より以前に造営されたことで、法隆寺式伽藍配置をとるのであれば、東大寺式伽藍配置による上野國分僧・尼寺、下野國分僧・尼寺、武藏國分僧・尼寺より以前に着手されていたことになるのか。それとも東大寺式伽藍と並ぶ時期の着工でありながらも相模國分僧寺だけが東大寺式伽藍配置をとらずになぜ法隆寺式になつたのか、その説明が必要とされる。

昭和十三年に角田文衡氏の監修で刊行された「国分寺の研究」では、「相模國分寺」を受けもつた赤星直忠氏が、「相模國分寺志」を引用しつつも「都からの文化の伝播が遅い東国にあっては國分寺を創建するにあたって計画された当時の伽藍は法隆寺式であつた」と考えられ、横須賀市の宗元寺も法隆寺式伽藍配置をとりながらも造瓦が奈良時代と思われるのはこのためであろうと想像され、國分僧寺が完成に向かって努力していた時に新しい形式の大安寺式伽藍配置図が公布されたのである」とする(赤星一九三八)。すなわち、赤星氏も中山氏と同じく立つのであるが、東国での天平期段階までの寺院建築は旧來の法隆寺式か法起寺式伽藍であったとみており、宗元寺も奈良時代の法隆寺式伽藍であったと考えているのは注目すべきことである。

一方、海老名市所在の國分僧寺が法隆寺式伽藍であることは天平十三年より以前から存在していた豪族の氏寺であつて、最初の國分寺は小田

原市にある千代磨寺とする説が昭和一〇年代後半に唱えられ始める。その初期のものが石野瑛氏主催の「郷土神奈川」であり、昭和十八年発行の第二卷第一号で「相模飯泉觀音」の特集号を組み、まず堤雄平氏が描く「天平時代相模國分寺及飯泉觀音堂(東院堂)想像復原図」を巻頭カラーページで飾り、その「飯泉觀音之立體觀」を解説している。また加藤誠夫氏の「千代觀音と弓削道鏡開闢の勝福寺」、赤星直忠氏の「勝福寺の古瓦を尋ねて」らを収録する(神奈川県郷土研究会一九四三)。復元のもとになる堤氏の考えは、「万葉集」に載せられた相模の選歌をみると、足柄を歎いたものが多い。このことは足柄が文化的の中心であつたことを示すもので、文化的に優れた足柄に國府が置かれたとする。そのうえで國府の近くに國分寺が置かれることから、その國分寺を千代台地にある磨寺に当てるのである。復元された天平時代の國分寺図は東大寺式伽藍配置となつて描かれている。しかし、加藤氏は千代磨寺の伽藍を法隆寺式に復元して奈良朝前期と推定している。なぜか加藤氏の千代磨寺法隆寺式伽藍配置案はその後も採り入れられることはなかつたが、実証を欠いたまま千代磨寺・東大寺式伽藍の既成概念が形成されていくのである。

こうした千代磨寺・東大寺式伽藍の想定は、昭和二十八年発行の「神奈川縣文化財調査報告」第二〇集に石野瑛氏が発表した「湘西酒匂平野地城の遺跡・史蹟と文化財」に若干の除加筆をして再録した昭和三十六年出版の「神奈川縣大觀湘西・湘北」での「五、千代古刹社(千代觀音)の考察」や「六、千代遺跡調査の継続」からも窺える(石野一九五三一九六一)。この千代磨寺については、昭和三十三年に大岡実・三上次

男・赤星直忠・石野瑛氏を委員にした発掘調査が行われ、数箇所にトレントシが入れられた。しかし、伽藍の状態までを確定するには至らなかつたようである。おそらく石野氏は、堤氏の想像復元や沼田氏以来の「建提の詔で建つた国分寺は大安寺(東大寺)式伽藍配置でなければならない」とする考え方によれば、地名に基づきながら東大寺式伽藍配置を前提にした建物群の配列が復元され(図3)、千代磨寺を国分寺とみる考えに傾いていくのである。

### 三島社

( ) 内は今の呼称

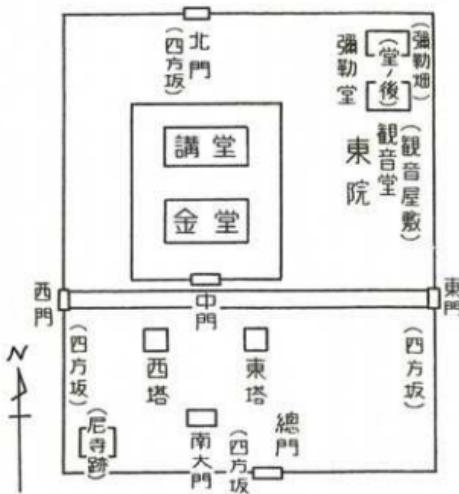


図3 千代古刹伽藍配置想定図(文献12より転載)

では東大寺式伽藍配置をとる千代磨寺であつたとするならば、出土した瓦類はどのように考えられていたのかというと、調査員であった沢村仁・月輪時房両氏から「千代遺跡出土の瓦について」の報文を昭和三十一年に受けている。それによると、出土してくる軒丸瓦と軒平瓦は大きさで、あとの二組が奈良後期中頃から平安初期までの間とされているのである。<sup>(註3)</sup> 石野氏が瓦類に国分寺創建期以前のものが存在することを承知で「神奈川県大観・湘西・湘北」を出版されたのであれば、氏寺を転用して国分寺に昇華されたものなのか、それとも東大寺式伽藍の千代磨寺が国分寺として建立された時点で古い時期の瓦類も併用したと考えたのかは、よく読みとることができない。

この頃の風潮をよく伝えていたものに、石田茂作氏が昭和三十四年に著した「東大寺と国分寺」がある。「相模国分寺は回廊内西に塔、東に金堂を配した法隆寺式であつて、これだけが他の国分寺伽藍の配置と異なつてゐるので不審がっていたが、近時、国府津近くの千代磨寺こそが国分寺であろうとの説があり、その遺跡の発掘調査が進められつつある」と注釈していることでも窺い知れよう(石田一九五九)。

このように国分寺説が海老名市と小田原市とに分かれて対峙していたなかで、昭和四十年には大岡実氏を团长とする海老名町と県との合同調査團が結成され、一〇〇〇分の一の地形図、二〇〇分の一の遺跡全図

の作成がなされて、塔と金堂の中心間の距離が約八〇メートルあり、塔と金堂の建物外側から等距離の位置で講堂の中央を通る南北線が交わることを確認した。この伽藍中軸線に沿って南北方向にトレンチを設定して、南大門、中門、南回廊、講堂、僧坊、後方建物の位置を発掘した。この調査成果をうけて、昭和四十一・四十二年には文化庁の前身である文化財保護委員会が発掘を行い、南大門については確認できなかつたが、中門跡と東回廊跡、塔跡の基壇半分とその周辺、金堂跡の南西隅、講堂西辺と講堂の東側に付く回廊跡、築地跡、僧坊跡の中央部分、僧坊の後方にくる北方建物の一部を調査した(図4)。

代初期とみたのである（岡田一九六七）。

僧寺出土の創建期にあたる珠文縁单并五弁蓮華文軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦の年代観については、「神奈川県文化財図鑑」の「国史跡 相模國分寺」で出土遺物を受けもつた町田章氏も「奈良末から平安初め」としている。だが、僧坊出土の土師器については奈良時代とし、建物の年代が奈良時代に比定できる重要な根拠になるとする。

この発掘調査の報告は、昭和五十三年刊行の「神奈川県文化財図鑑 史跡名勝 天然記念物篇」に収められた大岡実氏の「国史跡 相模國分寺」まで待たねばならない（大岡一九七八）。しかし、岡田茂弘氏が昭和四十二年の「古美術」一八号に「相模國分寺を掘る」と題して調査の概要と見解を載せている。それによれば「田辺泰博士は建物の基準尺を天平尺とされたが、塔跡・回廊跡などを精密に実測してみると、三〇ないし三〇・二センチを一尺とした基準で構築されていることが判明した。いわゆる天平尺よりも、むしろ平安時代の尺度に近い。さらに創建時に使用された軒丸瓦の文様は下総国分寺の創建軒丸瓦の簡略形式とも考えられるので、軒平瓦の文様も唐草文の巻きが著しく、到底奈良時代中期とは認め難い。こうした諸点からすると、相模國分寺の完成は他の国分寺に較べてかなり遅れ、奈良時代末期ないし平安時代初期に及んだと考えるのが妥当と思われる」とし、創建の年代を奈良時代末期ないし平安時

つつ「海老名市国分にある寺院跡を国分僧寺と尼寺にあてることに異論はない。しかし、僧寺が天平より古い法隆寺式伽藍配置をとつて、白鳳期様式の瓦が出土すること。武藏国のように郡郷を起動員して建てたことを示す郡名瓦がないことからすると、本来は個人的な寺であった。するなわち、天平以前から存在していた壬生氏の氏寺であったと推定される伽藍内に、国分寺のシンボルである七重塔を建立して国分僧寺としたのであり、「尼寺は、天平の詔によって新たに起工されたもの」と推考する(竹内一九八一)。こうした解釈にたつならば、国分寺建立の詔勅が出された時点では法寺に七重塔、そして新たに尼寺を建てよかつたところになる。はたして、このような対応で済まされるものであつたろうか。問題は僧寺と尼寺に葺かれた創建期瓦がどこで生産され、その時期がいつなのかということが解決されないかぎり、法隆寺式伽藍配置をとる相模国分僧寺の建立年代は明らかにならないのである。

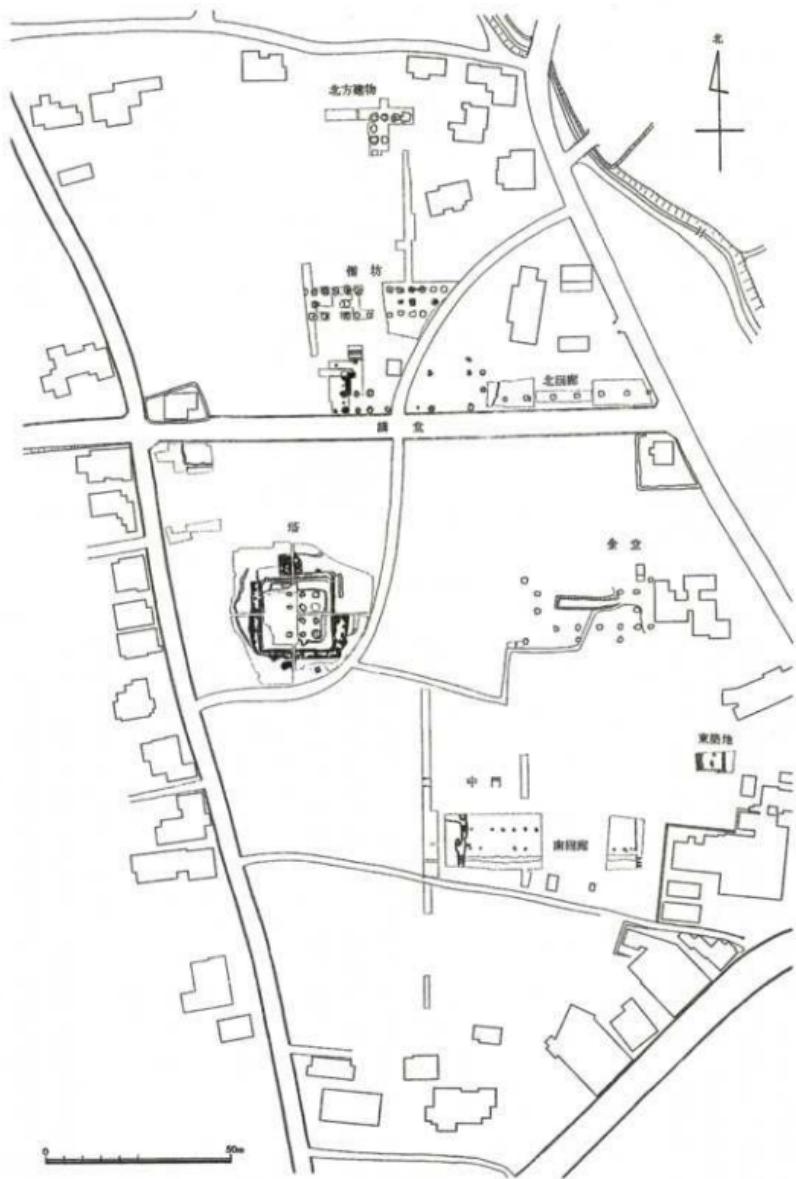


図4 相模国分寺発掘全城図(文献14より転載)

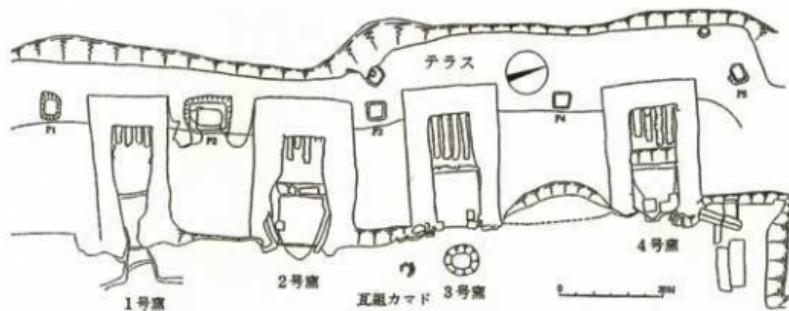


図5 瓦尾根窯跡配置図(文献17より転載)



図6 瓦尾根窯跡出土軒平瓦(文献17より転載)

こうした瓦の生産窯や年代と関連して、昭和四十四年には大川清氏が一〇年来の歳月をかけて調査してきた東京都町田市所在の相模国分寺用瓦窯の「瓦尾根瓦窯跡」を刊行している。

瓦尾根瓦窯跡では四基のロストル式窯が発掘されており(図5)、南側の一・二号窯から北側の三・四号窯へと二基単位で操業されたとする。煙道側のテラスにはそれぞれの窯で用いた水溜め用のビットが設けられ、さらに三号窯の前庭部には瓦組のカマドがある。初期操業の一・二号窯は、まず一号窯だけが当初は窯窓になつていて、ロストル式用に築造するための瓦材を焼いてからロストル式窯に改築されたみられるもので、最初は構築資材確保の窯であったことを示している。文様瓦には扁行唐草文軒平瓦(図6-1-1・2)と均正唐草文軒平瓦(図6-1-3)の二種が出土し、前者の扁行唐草文軒平瓦は国分尼寺に供給されていて、後者は僧寺と尼寺の両寺から出土するものである。軒平瓦や平瓦はすべて一枚作りの綱目叩きによるもので、国分寺専用に焼成されたものであることは間違いない。その生産時期を窯構造がロストル式平窯であることから平安時代とし、年代を渡辺直経氏が三号窯で試みた熱残留磁気測定結果の九五〇年ころと出た数値も考慮にいれて、渡辺博士の研究成果に近い十世紀前半頃の操業ではなかつたかとする(大川一九六九)。

僧寺における岡田茂弘氏や町田章氏の創建期瓦に対する年代観、国分寺専用瓦窯としての瓦尾根瓦窯の年代観からすると、僧寺の創建は早くても奈良時代末か平安時代初期、尼寺は扁行唐草文軒平瓦をいつの時期にみるかによつて違つてくるが、平安時代としかみれなくなつてくる。

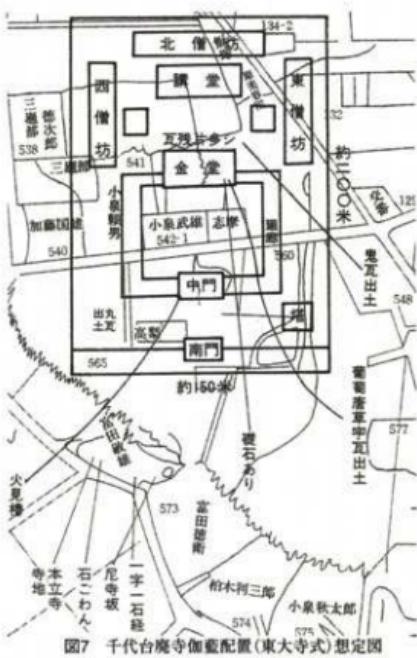
しかし、天平期以前の瓦ではないという点で共通している。

昭和五十五年になると、前場幸治氏が千代台廃寺国分寺説を受け継いで千代台の初期国分寺を絶てのち海老名への移転説を「古瓦を追つて—相模國分寺 千代台廃寺考」で展開させる。そこで「初期相模國分寺考」は千代台廃寺は朝廷の政教一致政策として最初に国分寺造営の詔勅が

経が安置された「国分寺としての造営が行われた」とし、「千代台廢寺を僧寺とした場合に、八〇〇メートル離れた北側を尼寺の所在地と考えたい」(一線は筆者)とする。すなわち僧寺と尼寺の建立を前提にして、その僧寺伽藍を図7で示す東大寺式にする。石野瑛氏の想定伽藍(図3)と

は塔や僧坊の配置が異なるものの、北向きになった中門・金堂・講堂の推定位置にそれ程の違いはない。そして「移転を余儀なくされたのが、延暦二十二(八〇二)年四月十九日の富士山の大噴火にはじまり、弘仁年間の噴火活動と地震、弘仁十八(八一九)年の火災で消滅した。再建へ向けてのこれまでのような余力もなく、さしたる損害もなかつた海老名の大寺へ移ることになった」とする(前場一九八〇)。そして、昭和五十九年に前場氏が著した『国分寺古瓦拓本集卷一 相模國分寺としての千代台廃寺』千代台廃寺と海老名国分寺との相違点「海老名大寺の国分寺昇格」の項目を設けて、千代台廃寺と海老名国分寺と比較した場合での千代台廃寺が国分寺としての条件を満たしている理由として「ほとんどの国分寺がそうであるように、伽藍配置が東大寺式か大安寺式であること。出土瓦は白鳳様式をとる天平期のもので、国分寺創建期と符合すること。弘仁年間以降の瓦は一切出土しないこと」をあげたうえで、海老名の寺は「僧坊が飛鳥期の法隆寺式伽藍で、千代台廃寺よりも古い形式であること。しかし、尼寺は東大寺式伽藍配置になつていてこと。出土瓦はすべてが平安時代初期以前のものであり、それを測る古い瓦はないこと。そこへ供給した瓦窯も平安期である」とし、最初の国分寺は千代台廃寺であったとするのである(前場一九八四)。

こうした要素は瓦屋根瓦質や傳寺金屋瓦耳の年代観も作用しているわけであるが、これまでの研究史を省みると、法隆寺式伽藍の特殊性が強調されすぎて、なぜ法隆寺式になつたのかという地



(東大寺式) 想定図  
(文獻18より転載)

域的な特質が薄らいでいる感じがしないでもない。前場氏の考え方からすると、尼寺比定地に対する根拠がよわく、東大寺式伽藍の千代台廢寺とともに尼寺も造営されていたとは礎石らが確認できない現状では到底思えない。仮に弘仁十年の火災で消滅し、海老名へ移ったとするならば、氏寺から昇格した僧寺の北方に尼寺が弘仁十年以後の造営を経て国分寺としての体裁が整えられたということになる。この解釈には竹内理三氏とも共通するところがあるが、はたして尼寺の創建が八一九年までぐだるものであったのか、ということに問題が浮上てくる。

弘仁十年を自安にして『日本三代美録』元慶五(八八一)年十月三日の条文を検討した場合に、尼寺は八七三年にはすでに地震で倒壊して漢河寺へ移されていたのであり、その漢河寺も元慶二(八七八)年九月の地震で堂宇がことごとく破損してしまい、尼寺をもとの旧地へ戻すことが許された状況から推考すると、弘仁十年から着工した場合の建造期間、

その完成から建物群が地震で倒壊したのちに漢河寺へ移転し、さらにその漢河寺も八七八年の地震で破損して旧地へ戻っての再建となる。こうした事象を考えると、期間が短すぎて無理があるようと思える。

『国分寺古瓦拓本集 卷一 相模篇』が出版された翌年の昭和六十年、坪井清足氏が「飛鳥の寺と国分寺」のなかで「相模国分寺を掘る」と題して昭和四十二年までの僧寺発掘の成果をとりあげている。このなかで、岡田英弘氏が「古美術」に発表した見解とは微妙に異なることが述べられていて注意をひく。まず「建物に使用した尺度は一尺三〇ないし三〇・五センチのもので、田辺泰が推定した天平尺使用説は支持でき

る」とし、岡田氏の「天平尺よりもむしろ平安時代の尺度に近い」とするのと「天平尺でよい」とする点とは、両者に見解の齟齬をきたしている。また足立康氏の「相模国分寺金堂の構造は梁間に對して桁行幅が延びていることから、東大寺や唐招提寺よりも時期的に新しい」とする見解についても、建築史家足立康が考えた八世紀半ば以降とする説もその後の調査研究では正しいことが確認できているとする。そして、法隆寺式伽藍配置の僧寺も「ここ四〇年に近い各地の国分寺の発掘調査からすれば、国分寺として何ら問題はない。これを国分寺跡とする説を疑う根拠はなくなった」といつてよいと結んでいる(坪井一九八五)。

坪井氏は海老名市にある相模国分僧寺や尼寺を国分寺建立の詔で建った寺院とみており、その創建期についても八世紀半ば以降とする見解に賛意を表しているように受けとれる。

昭和六十年代以降になると、大規模開発に伴つて寺院や周辺の集落遺跡を含んだ発掘調査が多くを占めるようになり、遺跡間相互の関連性が注目されてはじめる。そのためには、とりわけ遺跡や遺構の実年代を決める指標としての土器年代観が先決の課題となり、在地土器・師器と須恵器を中心としたセッテの編年を組んで、さらに須恵器の年代観から得られる窯跡での瓦との関連を把握して寺院の創建年代を探る試みが活発化していった。相模國に関連していくれば、昭和五十八年に奈良・平安時代を中心とした南武藏や北武藏での窯跡出土の須恵器編年、相模・南武藏・甲斐・東駿河地域での集落出土の土器編年を検討した「シンボジウム奈良・平安時代土器の諸問題—相模國と周辺地域の様相—」は、そ

の先駆けをなすものであつたろう(神奈川考古古同人会一九八三)。

古瓦に関する研究は河野一也氏が道をひらき、まず昭和六十三年に鎌倉市千葉地東遺跡出土古瓦の分析をとおして、下寺尾系、石井系、法塔系、乘越系、瓦尾根系、国分寺型(のちの公郷瓦窯系)が存在することを明らかにした(國平・河野一九八八)。さらに僧寺と尼寺出土の瓦も分析して、翌年にはその結果を関東古瓦研究会で発表している。なかでも注目されるのが、僧寺の創建期瓦には足上部のからさわ瓦窯製品を若干含みながら御浦郡の法塔・乘越・公郷瓦窯系のものが主体をなしており、

珠文縁単弁五弁蓮華文軒丸瓦と均正唐草文軒平瓦の文様瓦は公郷瓦窯で生産されたものであることを明らかにしたことにある。すなわち創建にあたっての僧寺屋瓦は、尼寺と違つて、三浦半島で生産されて供給されたことを究明した点でも評価される(河野一九八九)。

創建期において、尼寺の屋瓦は瓦尾根瓦窯から、僧寺は御浦郡からの供給であったことが判明したことによって、さらに僧寺の平瓦は桶巻き作りによる小札模骨痕が認められるものを若干含みながらも一枚作りによつたのが大部分を占めている現象を捉えて、平成二・三年には筆者が南関東地方において桶巻き作りと一枚作りの技術的な転換期がいつ起きるのかを須恵器と瓦を同時に併焼した跡の資料から検討して、相模国分僧寺と尼寺創建期瓦の年代を導き出すことにした(國平一九九〇・一九九一)。その結果、両技法の変換が国分寺の建立期にある八世紀中葉前後ころを境にして起きた現象であることを明らかにして、相模国分僧寺は周辺の集落遺跡に持ち込まれた僧寺使用瓦と住居内土器との共伴關係から七六〇~八〇年代にはすでに存在していたとし、尼寺の造営は僧寺よりも遅れて七八〇年代とみたのである。そして、僧尼寺の遺構には一度ないし三度の改修が認められることから三時期での文様瓦の変遷を考え、その最終段階を両寺とも瓦尾根瓦窯の珠

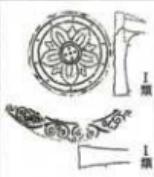
	僧寺	尼寺	生産文様瓦
創建期 八世紀後半~四半期前半 天平水年一四年期内			瓦窯道具瓦 からさわ系(足上部) 僧寺公郷系(三浦郡)
再建期 九世紀後半~四半期前半 弘仁十一年一四年期内			僧・尼寺 瓦尾根瓦窯 武藏田
補修期 高麗十五年一元慶年間	文様瓦なし		南多摩系 武藏田

図8 国分二寺瓦の諸段階(文献25より転載)

文様單弁六葉蓮華文軒丸瓦と均正唐草文軒平瓦で

共有したとする。

平成六年には、関東古瓦研究会によるシンポジウム「在地から見た関東国分寺の造営」が開催された。「相模国分寺」を発表した河野一也氏は、僧尼寺とも遺構の大きな改修は二度であったとの見識にたって、図8に示すような僧尼寺の創建を天平末年から八世紀第Ⅲ半期内の七八八年ごろから七七五年ごろまでのうちにおり、再建期を弘仁十年から九世紀第Ⅳ期内の八一九年から八五〇年までとする。文様瓦も創建期と再建期の二段階変遷を考え、最終的には文様瓦のない補修期を設定して、貞觀十五年から元慶年間の八七三～八三年にかかる一〇年間ほどの期間をおくのである(河野一九九八)。

僧尼寺における文様瓦の変遷と年代観は、河野氏と筆者とでは異なっている。その細かい差をきかせている要因の一つに瓦尾根瓦窯製品について

の理解が異なるようだ。河野氏が尼寺再建期のⅡ類とする細い蔓の唐草の先端が上向きに曲がる扁行唐草文軒平瓦は一号窯の左側前部から出土したもの<sup>(註2)</sup>、瓦尾根瓦窯で最初に焼かれた文様瓦なのである。しかし、氏が創建期にある扁行唐草文軒平瓦のⅠ類は出土しておらず、僧尼寺の文軒平瓦が見られるのみである。この均正唐草文軒平瓦が三・四号窯操業期のなかでいつごろの年代に焼かれたかが問題になるが、こうした文様瓦の前後関係を捉えたときに、尼寺創建期とされる珠文縁單弁六葉蓮華文軒丸瓦と組合わせる均正唐草文軒平瓦と蝶の巻き方が逆になる扁行唐草文軒平瓦のⅠ類も瓦尾根瓦窯で焼かれたとみるのが自然であって、尼寺創建期と再建期の文様瓦の

変遷観は逆転していると考えざるを得ないのである。

平成十二年には、神奈川県考古学会主催の「かながわの古代寺院」で、須田誠氏が「相模国分寺・国分尼寺跡」の発掘調査の成果をとり入れた院研究の成果と課題をまとめていた(河野一九九〇・二〇〇一)。河野氏は須田氏の報告をいれるかたちで、掘立柱式の北方建物を仮設的な仏堂(金堂)とみ、塔・僧坊・仮設の金堂でなる天平九年勅による一寺制階段の寺院構成ではないかとし、天平期段階の創建を考えるのである。非常に興味深い着想であるが、はたして天平九年からの創建となるのか、今後の発掘調査の進展に待ちたいところである。

平成十四年に、筆者は「神奈川県立歴史博物館総合研究報告」一さがみの国と都の文化交流で「相模国分寺と地方寺院の研究」を報告し、僧寺の珠文縁單弁六葉蓮華文軒丸瓦と組合わせる均正唐草文縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦にあるとした(河野一九九〇)。すなわちこうした現象を、国分寺建立が国術を通して都家と地方寺院(都司)とのかかわりに求め、都司が都司層を利用して成り立った結果にあるとする。おそらく僧寺の法隆寺式伽藍も、塔・僧坊・北方建物の仮設的な金堂から展開した偶然の産物ではなく、在地豪族の強い意図がはたらいての結果であつたろうとみているのである。

そして平成十五年には、安芸国分寺から「天平勝宝二年」銘の木簡が

出土したことをうけて、シンボジウム「国分寺の創建を考える－安芸国と相模・遠江・駿河・伊豆国の事例から－」が企画された。拙者が「相

模国の古代寺院と国分寺建立」を、河野氏が「相模国分寺瓦の年代観」を発表したが國平、河野二(1003)、両者の見解をつめて論議し合うま

でにはまだ至っている。

こうした違いは遺構の理解や遺物の捉え方にもあるので、次回はこれまでの研究視点にたって検討してみることにする。

## 文献

- (1) 井上薰 一九六六 「第二章 国分寺の創建」「第五章 国分寺の成立」「奈良朝仏教史の研究」吉川弘文館
- (2) 角田文衛 一九六六 「国分寺の創設」「新修 国分寺の研究」第六卷 吉川弘文館

- (3) 水井健之輔 一九〇三 「相模国分寺」「古蹟」第一卷四号 帝国古蹟 取調会

- (4) 海老名市 一九九五 「相模国分寺研究の先駆者 中山每吉－その人と業績」「海老名市史叢書」1

- (5) 沼田頼輔 一九一八 「相模国分寺考附国府及駅路考」「歴史地理」第三卷第三号 日本歴史地理学会

- (6) 矢後駒吉・中山每吉 一九二四 「相模国分寺志」「海老名村」

- (7) 沼田頼輔 一九二七 「相模国分寺に就いての一考察」「史跡名勝天然記念物」第二集第五号 史跡名勝天然記念物保存協会(「日本考古学選集」)

- 5 沼田頼輔・関保之助集『築地書館に所取』

- (8) 田辺泰 一九三一 「相模国分寺建築論」「建築雑誌」五四七号 早稲田大学建築学会

- (9) 足立康一九三一 「相模国分寺堂塔建立年代論」「史跡名勝天然記念物」第六集第三号 史跡名勝天然記念物保存協会(足立康著作集「古代建築の研究」上 中央公論美術出版に所取)

- (10) 赤星直忠 一九三八 「相模国分寺」「国分寺の研究」上巻 京都考古学研究会

- (1) 堀雄平 一九四三「飯泉觀音之立體觀」、加藤誠夫「千代觀音と弓削道鏡開闢の勝福寺」、赤星直忠「勝福寺の古瓦を尋ねて」、「郷土神奈川」第二卷第一二号神奈川縣土研究会
- (2) 石野瑛 一九五三「湘西酒匂平野地域の遺蹟・史蹟と文化財」、「神奈川縣文化財調査報告」第二〇集 神奈川縣教育委員会 石野瑛
- 一九六一「五、千代古利薩(千代觀音)の考察」「六、千代遺跡調査の継続」、「神奈川縣大觀」武相學園
- (3) 石田茂作 一九五九「第四章 国分寺の遺跡—国分寺の伽藍配置」「日本歴史新書 東大寺と国分寺」至文堂
- (4) 大岡実 一九七八「国史跡 相模國分寺」「神奈川縣文化財図鑑 史跡名勝 天然記念物篇」神奈川縣教育委員会、一九九一年に大岡実氏が若干の加筆をして「新修国分寺の研究」第二卷(吉川弘文館)に収録
- (5) 岡田茂弘 一九六七「相模國分寺を掘る」「古美術」八号三彩社
- (6) 竹内理三 一九八一「相模國分寺の成立」「国分寺の規模」「国分寺の推移」「神奈川県史 通史編 1」神奈川県
- (7) 大川清 一九六九「東京都町田市瓦尾根瓦窯跡—相模國分寺瓦窯跡の調査」國士館大學文学部考古學研究室
- (8) 前場幸治 一九八〇「第五章 初期相模國分寺考」「古瓦を追つて—相模國分寺 千代台廢寺考」
- (9) 前場幸治 一九八四「六、相模國分寺について—その成立と消滅」
- (10) 「国分寺古瓦拓本集卷一相模篇」国分寺古瓦拓本集刊行会
- (11) 坪井清足 一九八五「國家鎮護の寺 国分寺 一相模國分寺を掘る」「飛鳥の寺と国分寺」岩波書店
- (12) 神奈川考古同人会 一九八三「シンボジウム 奈良・平安時代土器の諸
- (21) 問題—相模國と周辺地域の様相—」「神奈川考古」第一四号
- (22) 國平健三・河野一也 一九八八「奈良時代寺院成立の一端について—相模國境倉都の古瓦を中心として—」、「神奈川考古」第二四号
- (23) 河野一也 一九八九「相模國分寺を中心として」「関東古瓦研究会資料 相模編」関東古瓦研究会
- (24) 國平健三 一九九〇・一九九一「初期相模國府の所在地について—造瓦技法の比較と分布からみた場合—(上・下)」「えびの歴史」創刊号・第一号 海老名市史編集委員会
- (25) 河野一也 一九九八「相模國分寺」「聖武天皇と国分寺—在地から見た関東国分寺の造営」関東古瓦研究会編 雄山閣
- (26) 須田誠 二〇〇〇「相模國分寺・國分尼寺跡」「かながわの古寺寺院」神奈川県考古白学会
- (27) 河野一也 二〇〇〇「特別講演 相模の古代寺院と瓦」「かながわの古代寺院」神奈川県考古白学会
- (28) 河野一也 二〇〇一「かながわの古代寺院」研究の成果と課題」「かながわの古代寺院—研究の成果と課題」神奈川県考古白学会
- (29) 國平健三 二〇〇二「相模國分寺と地方寺院の研究」「神奈川県立歴史博物館総合研究報告—さがみの国と都の文化交流」
- (30) 國平健三 二〇〇三「相模國の古代寺院と国分寺建立」「シンボジウム 国分寺の創建を考える—安芸國と相模・遠江・駿河・伊豆國の事例から—」相模古代史研究実行委員会
- (31) 河野一也 二〇〇三「相模國分寺瓦の年代観」「シンボジウム 国分寺の創建を考える—安芸國と相模・遠江・駿河・伊豆國の事例から—」相模古代史研究実行委員会

神奈川県立博物館研究報告

人文科学 第30号

平成16年3月26日 印刷

平成16年3月30日 発行

編集／発行 神奈川県立歴史博物館

(旧神奈川県立博物館)

横浜市中区南仲通5-60

電話 045(201)0926

印刷 株式会社トーカイ

この冊子は再生紙を使用しています。

## BULLETIN OF THE KANAGAWA PREFECTURAL MUSEUM

*Cultural Sciences**No.30***Contents**

KUNIHIRA,Kenzou ; A Study of Sagami Provincial Monastery. ( I ) .....	( 1 )
FURUKAWA,Motoya ; The Hakone-gongen Engi Emaki (illustrated handscroll) of Yamakita—Important Cultural Property—. ....	( 19 )
SHIMAMURA,Motohiro ; On "Perry Coming to Japan in 1853, '54 Emaki" Scrolls, ( I ). ....	( 53 )
Contents of Vol. 1 — Vol.30 .....	( 81 )

**KANAGAWA PREFECTURAL MUSEUM  
OF CULTURAL HISTORY**

*Naka-ku Yokohama, Japan*

2004